

平成29年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月4日

○出席議員 16人

1番 藤 本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 酒 井 清 彦 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 植 村 仁 君
介 護 健 康 課 長 大 森 基 彦 君	福 祉 課 長 関 富 夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高 橋 吉 造 君
会 計 課 長 菰 田 智 君	教 育 課 長 岡 安 和 彦 君
社会教育課長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 大 野 弥 君
代表監査委員 市 川 慎 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 辺 茂 雄 君	議 事 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・報告

- 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 勝浦市観光交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第41号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第42号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第43号 決算認定について
(平成28年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
- 議案第44号 決算認定について
(平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第45号 決算認定について
(平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 議案第46号 決算認定について
(平成28年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第47号 利益の処分及び決算認定について
(平成28年度勝浦市水道事業会計決算)
- 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第6 休会の件

開 会

平成29年9月4日（月） 午前10時開会

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は16人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。これより平成29年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を

願います。

諸 般 の 報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。渡辺事務局長。

〔事務局長 渡辺茂雄君登壇〕

○事務局長（渡辺茂雄君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成29年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る8月30日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月4日から9月19日までの16日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第33号から議案第47号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第41号の一般会計補正予算については担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第3号及び報告第4号について市長から報告を受け、続いて監査委員より議案第43号から議案第46号までの決算認定について、議案第47号利益の処分及び決算認定についての決算審査意見、報告第3号及び報告第4号の財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、第1日目は散会する。

第2日目の9月5日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月6日及び第4日目の9月7日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は9名であります。

第5日目の9月8日は定刻午前10時に開会し、議案第33号から議案第47号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第33号から議案第42号までをそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第43号から議案第46号までの4件の決算認定について、並びに議案第47号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

第6日目の9月9日から第15日目の9月18日までの10日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、9月11日の午前10時に総務文教常任委員会、9月12日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき付託事件の審査をお願いする。また、9月13日及び14日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の9月19日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、4件の決算認定について、並びに水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いする。

次に、教育長の任命につき同意を求めることについての追加議案の提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

次に、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただく。

続いて、2件の専決処分の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます。諸般の報告を終わります。

行 政 報 告

○議長（岩瀬洋男君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。本日、平成29年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中をご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、夏期海水浴客の入込状況について申し上げます。

海水浴場につきましては、7月22日から8月27日までの37日間開設いたしました。期間中の入込数ですが、海水浴場開設期間中は天候に恵まれなかったこともあり、昨年よりも11万1,550人減の21万350人、率にして、34.7%の減でありました。

海中公園センターの7月及び8月の入園者につきましては、昨年よりも994人増の2万9,529人でありました。

また、夏の恒例イベントであります「勝浦若潮まつり花火大会」は、8月12日に開催いたしましたところ、4万5,000人の来場者がありました。

次に、寄附について申し上げます。

平成29年9月1日、株式会社勝浦ホテル三日月様より、去る7月10日にご逝去された勝浦市名誉市民のホテル三日月グループ代表取締役会長、小高芳男様のご葬儀の際のご芳志を小高御代福祉基金に積み立て、老人福祉に活用していただきたいと、3,000万円の寄附がありました。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（岩瀬洋男君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

会議録署名議員の指名

○議長（岩瀬洋男君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において鈴木克己議員及び高梨弘人議員を指名いたします。

議案上程・説明

○議長（岩瀬洋男君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬洋男君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上8件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第33号から議案第40号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、学校教育指導員の職務である学校経営への指導助言や教育相談への需要が高まり、現在の勤務体系ではこれに対応することが困難なため、勝浦市学校教育指導員の服務に関する

規程の一部を改正し、本年10月1日から学校教育指導員の勤務を要する日を週3日から週4日に拡充するにあたり、報酬の額を8万4,000円から11万5,000円に改正しようとするものであります。

次に、議案第34号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「地方税法及び航空機等燃料譲与税法の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」並びに「地方税法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたこと等に伴い、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正点について申し上げますと、1点目は、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しであります。就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額を引き上げるとともに、高額所得者に対して配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額を段階的に減額させる仕組みを設けようとするものであります。

2点目は、固定資産税に係る課税標準の特例措置のうち、軽減割合を一定の範囲内で地方自治体が主体的に判断し、条例で決定できる地域決定型税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」が追加されたことに伴い、本条例において、軽減割合を定めようとするものであります。

3点目は、軽自動車税の車体課税見直しの改正手続において、平成31年10月1日から「環境性能割」が導入されることに合わせ、現行の「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に名称変更しようとするものであります。

次に、議案第35号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成31年4月1日に勝浦市立郁文小学校が勝浦市立勝浦小学校と統合することに伴い、本条例における郁文小学校の名称及び位置について改めようとするものであります。

次に、議案第36号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第7次一括法」が平成29年4月26日に公布されたことにより、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」並びに「公営住宅法」、「公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則」が改正され、同法律等の中で、条項移動が生じることから、両条例において引用規定の整合を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第37号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されたことにより、「介護保険法」の改正及びその一部が平成29年7月1日から施行され、罰則規定中の用語が改められたことに伴い、本条例においても所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第38号 勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者の指定に当たって議決いただいた団体の名称等について変更があった場合は、再度、議会の議決を経た上で指定を行う必要がありますが、従前の指定管理者としての

選定基準を変更後も継続して満たしていれば、募集せずに引き続き指定管理候補者として選定することができる特例を設けようとするものであります。

改正に至る経緯及び改正内容について申し上げますと、現在、勝浦市観光案内所の指定管理者として指定している任意団体である勝浦市観光協会が平成29年10月を目途に法人化を予定しております。この手続が完了した場合、指定管理者の法人格及び経営形態に変更が生じるため、議決事項にも変更が生じることとなります。

また、現行条例による場合は、指定管理候補者の募集、選定委員会の開催等が必要であり、さらに事務の進捗によっては指定管理者が存在しない期間が生じてしまうおそれがあります。このため、指定管理者である団体の名称等に変更があっても、従前の指定管理候補者の選定基準を引き続き満たしていれば、新たに募集、申請等の事務処理を経ずに指定管理候補者を選定することができるという特例事項を第13条に新たに追加しようとするものであります。

また、地方自治法第244条の2第8項の規定により、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、用語を整理しようとするものであります。

次に、議案第39号 勝浦市観光交流施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成24年11月から運営を開始している勝浦市観光交流施設、コピービジターセンターについて、地方自治法第244条の2第3項の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせるため、既に指定管理者制度を導入している「勝浦市観光案内所の設置及び管理に関する条例」と整合を図りつつ、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容について申し上げますと、指定管理者制度の導入に伴う業務内容の整備並びに公募の原則、選定基準、指定管理者の指定、協定の締結及び損害賠償義務等の条項を追加し、本条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第40号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について申し上げます。

本案は、千葉県町村会が県内全市町村からの業務受託を行っている軽自動車税の賦課徴収に係る申告書の受付・発送等に関する事務について、人的及び設備的理由で当該業務の継続が困難となったことから、同事務について千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務に加えることに伴い、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で、議案第33号から議案第40号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第41号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算、議案第42号 平成29年度介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第41号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に4億1,961万円を追加し、予算総額を107億1,571万円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、財産管理費を主に1億9,728万円を追加し、民生費においては、生活保護総務費を主に2,742万9,000円を追加し、衛生費においては、塵芥処理費を主に6,600万7,000円を追加し、農林水産業費においては、水産業総務費を主に190万5,000円を追加し、商工費においては、商工業振興費を主に4,991万円を追加し、土木費においては、道路維持費を主に1,825万9,000円を追加し、教育費においては、小学校管理費を主に5,682万円を追加し、災害復旧費においては、道路橋りょう等災害復旧費に200万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に地方交付税1億8,265万4,000円、国庫支出金1,006万1,000円、県支出金658万円、繰入金5,518万7,000円、繰越金1億3,372万1,000円、諸収入162万7,000円、市債2,978万円を追加計上しようとするものであります。

債務負担行為においては、平成27年9月に設定した、ちば電子申請システム使用料について増額分を追加しようとするものであります。

地方債においては、観光施設整備事業債及び臨時財政対策債の限度額を変更し、自然災害防止事業債を追加しようとするものであります。

次に、議案第42号 平成29年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に1億1,459万6,000円を追加し、予算総額を24億9,684万5,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、諸支出金においては、償還金に7,479万4,000円、基金積立金においては、3,980万2,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に支払基金交付金322万1,000円、繰越金1億1,137万5,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第41号及び議案第42号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） この際、担当課長から補足説明を求めます。齋藤財政課長。

〔財政課長 齋藤恒夫君登壇〕

○財政課長（齋藤恒夫君） それでは、議案第41号 平成29年度勝浦市一般会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。なお、歳入予算につきましては、歳出予算にあわせ説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは、恐れ入りますが、14ページをお開き願います。

歳出、2款総務費であります。

上段にあります、一般管理費の80万3,000円の財源振替につきましては、今回、歳入予算に計上しております、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金129万6,000円の交付決定に伴いまして、当初、一般財源としておりました、当該事業に係ります臨時職員賃金分等の財源を、国庫支出

金に振り替えるものであります。

なお、振り替え分を差し引きました残り49万3,000千円の財源につきましては、母子保健事業の当初予算分に23万円、今回の補正予算分に26万3,000円を、それぞれ充当するものであります。

次に、財産管理費の一般事務経費300万円につきましては、元千葉県立大原高等学校勝浦若潮キャンパスの水道料と電気料に不足が見込まれますことから、今回補正するものであります。

なお、水道料につきましては、主に商業施設整備工事に伴うものでありまして、財源の一部として、事業者からの水道料使用実費分141万5,000円を歳入で見込んでおります。

次に、財政調整基金積立金1億7,363万4,000円につきましては、本年度の普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ確定いたしまして、当初予算額に対しまして、普通交付税が、1億8,265万4,000円の増、臨時財政対策債発行可能額が902万円の減となりましたことから、この普通交付税増額分から臨時財政対策債発行可能額の減額分を差し引いた1億7,363万4,000円を今回積み立てるものであります。

次に、諸費のいすみ鉄道対策事業126万8,000円につきましては、基盤維持費への補助方法を本年度から見直すことに伴う補正であります。

次に、防犯対策事業194万1,000円につきましては、市内4カ所に防犯カメラを設置するための工事費であります。

なお、財源の一部として、県補助金80万円を見込んでおります。

次に、海外都市交流促進事業467万5,000円につきましては、海外都市との交流促進に伴います旅費及び委託料等の計上であります。

次に、15ページ説明欄中段の戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業761万4,000円につきましては、女性活躍推進等に対応した個人番号カード等の記載事項の充実を図るための既存住基システムの改修業務委託料であります。

なお、財源として、全額、国庫補助金を見込んでおります。

次に、16ページをお開き願います。

3款民生費であります。

16ページから18ページまでの各種事業に計上しております国庫負担金等の返還金につきましては、平成28年度事業分等の精算に伴うものであります。

次に、19ページをお開き願います。

4款衛生費であります。

説明欄上段の保健衛生総務費の母子保健事業26万3,000円につきましては、最初に説明させていただきました、妊娠・出産包括支援事業国庫補助金の交付決定に伴いまして、それを財源に母子保健用備品購入費等の事業費を計上するものであります。

次に、説明欄中段の塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費3,638万6,000円、及びし尿処理費の衛生処理場管理運営経費2,935万8,000円につきましては、それぞれ機械設備等に係る修繕料であります。

次に、20ページをお開き願います。

5款農林水産業費であります。

説明欄上段の農業振興費の多面的機能支払交付金事業26万1,000円につきましては、交付金単価の変更に伴うものであります。

なお、財源の一部として、県補助金19万5,000円を見込んでおります。

次に、林業費の森林整備事業12万4,000円につきましては、事業要望が確定したことから、今回計上するものであります。

なお、財源の一部といたしまして、県補助金9万9,000円を見込んでおります。

次に、説明欄下段の漁港施設維持管理経費50万円につきましては、当初見込みました緊急応急工事費が、現時点で既に執行済みとなっておりますことから、今後の緊急時に対応するため補正するものであります。

次に、21ページの6款商工費であります。

説明欄上段の商工業振興費の企業立地推進事業3,108万9,000円につきましては、企業立地に伴います元清海小学校校舎の屋上防水改修等の工事費等であります。

なお、財源といたしまして、全額、ふるさと応援基金からの繰入れを予定しております。

次に、観光費の観光地魅力アップ整備事業1,882万1,000円につきましては、勝浦中央海水浴場公衆トイレの改修工事費等であります。

なお、財源といたしまして、県補助金525万9,000円、及び市債、これは過疎対策事業債といたしまして350万円を見込んでおります。

また、今回、倉庫部分も含めての改修であります。倉庫部分につきましては、補助及び市債の対象外となりますことから、その経費に対する財源は、ふるさと応援基金からの繰入れを予定しております。

次に、22ページをお開き願います。

7款土木費であります。

説明欄中段にあります、道路維持費の市道維持管理経費のうち、緊急応急工事費300万円につきましては、当初見込みました緊急応急工事費が、現時点で既に執行済みとなっておりますことから、今後の緊急時に対応するため補正するものであります。

次に、交通安全施設整備・管理事業のうち、道路照明灯設置工事費103万7,000円につきましては、新坂沢倉線の、国際武道大学西側の急カーブ箇所には歩道がなく、夜間は特に危険なため、照明灯を設置し、安全性を高めようとするものであります。

次に、23ページ中段にあります、河川維持費の河川維持管理経費250万円につきましては、新官地内の法定外公共物水路の維持補修工事費であります。

次に、24ページをお開き願います。

住宅管理費の市営住宅維持管理経費274万4,000円につきましては、川津万名浦団地2棟分の解体工事費であります。

次に、25ページの9款教育費であります。

説明欄上段の事務局費の一般事務経費18万6,000円につきましては、今議会に提案されております学校教育指導員報酬改正に伴う計上であります。

次に、説明欄中段にあります学校管理費の小学校管理運営経費のうち、勝浦小学校敷地内法面崩壊対策工事費3,537万9,000円につきましては、本年度6月補正予算におきまして、仮設防護柵を設置したところでありますが、今回、それに加えて、法面の崩壊防止対策としての工事費を計上するものであります。

なお、財源といたしまして、市債、これは、自然災害防止事業債として3,530万円を見込んで

おります。

次に、26ページをお開き願います。

説明欄上段の勝浦中学校校舎階段手すり設置工事費140万円につきましては、生徒昇降口側及び玄関側2カ所の階段両側に、手すりを設置するための工事費であります。

なお、財源といたしまして、全額、ふるさと応援基金からの繰り入れを予定しております。

次に、勝浦中学校プール建設事業1,263万6,000円につきましては、勝浦中学校敷地内にプールを建設するため、その設計業務委託料を計上するものであります。

なお、これにつきましても、財源として、全額、ふるさと応援基金からの繰り入れを予定しております。

次に、幼稚園費の幼稚園管理運営経費123万9,000円につきましては、放課後ルーム増設に伴いますエアコン設置工事費等の計上であります。

次に、27ページ説明欄上段の友好都市交流事業86万3,000円につきましては、一昨年度から実施しております全国勝浦ネットワーク文化交流公演事業が、昨年度におきましては、徳島県勝浦町において開催されましたが、本年度は、11月に和歌山県那智勝浦町において開催される予定となっておりますことから、これに参加する芸術文化団体の派遣に係る委託料等を計上するものであります。

次に、青年館費の青年館維持管理経費31万9,000円につきましては、松野青年館の床改修工事に係る経費の計上であります。

なお、財源の一部といたしまして、管理運営委託契約に基づき、地元、松野区の負担分として、工事費の3分の2であります21万2,000円を見込んでおります。

次に、28ページをお開き願います。

10款災害復旧費であります。道路橋りょう等災害復旧費の道路橋りょう等単独災害復旧事業200万円につきましては、当初予算において計上いたしました道路及び河川の災害復旧工事費180万円が、現時点で執行残が50万円程度となっておりますことから、今後の災害発生時に対応するため、今回、補正を行うものであります。

以上をもちまして、議案第41号 勝浦市一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、議案第43号ないし議案第47号、以上5件を一括議題といたします。

本案については、議案第43号ないし議案第46号、以上4件は、いずれも決算認定について、議案第47号は、利益の処分及び決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第43号から議案第47号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成28年度の各会計決算であり、過日、監査委員の審査に付し

ましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第43号について申し上げます。

本案は、平成28年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

平成28年度の本市の財政運営につきましては、地方創生総合戦略に関する事業を主体に実施したほか、芸術文化活動の交流拠点となっております芸術文化交流センター・キュステにおいて、さまざまな公演事業を実施するなど、行政全般にわたる施策事業の展開を図りました。

歳入につきましては、歳入の根幹である市税等の確保に努めております。市税につきましては、軽自動車税の税率改正による影響等から微増となりました。しかしながら、地方消費税交付金や地方交付税は前年度に比べ減額となっております。

一方で、寄附金については、「ふるさと応援寄附金」の返礼品の拡充や、社会福祉に対しての寄附金もあったことなどから増額となりました。

歳出面では、経常経費の節減・合理化に努めつつ、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施いたしましたところでございます。

第1に、産業振興・企業誘致・就業支援による働く場の確保に係る事業においては、青年就農給付金事業等により地場産業である農業の経営の安定化と持続的な発展に向けて、新規就業者の確保と後継者育成の取り組みを支援いたしました。

このほか、勝浦産ブランド水産物PR推進事業、商店街等活性化事業、中小企業資金融資事業等により地場産業の品質向上、ブランドの構築を図りました。

第2に、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進に係る事業においては、魅力的な観光地の基盤づくりの強化を図り、移住・定住の促進につきましては、引き続き若者等定住促進事業、空き家活用推進事業、田舎暮らし体験事業等を実施いたしました。

第3に、子育て・教育環境の向上と充実に係る事業においては、新たに実施した不妊治療への助成金支給を含む母子保健事業や、オムツ等の助成を含む子育て支援事業を初め、子ども医療費助成事業、多子世帯保育所及び幼稚園保育料助成事業等を実施いたしました。

第4に、地域交流・地域振興の促進に係る事業においては、まちづくり活動推進事業を実施したほか、地域の公共交通の整備として、市内公共交通維持改善事業によるデマンド型乗合タクシーの運行や、市内路線バス運行維持費支援事業等を実施いたしました。

以上のほか、市民が快適で安全な暮らしのための基盤整備として、社会資本整備総合交付金事業による道路整備等のほか、過疎対策事業債を利用した上野小学校大規模改修事業及び重度心身障害者医療費支援事業等の実施や、地方創生加速化交付金によるシティプロモーション事業の実施など、行政全般にわたる施策事業の推進により市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で124億1,513万9,824円、歳出で120億8,464万1,582円であります。

歳入歳出差引残額は、3億3,049万8,242円となりました。

この決算規模は、前年度と比較いたしますと、歳入で33億7,621万6,217円の増、歳出で34億8,993万4,431円の増であります。

次に、議案第44号について申し上げます。

本案は、平成28年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で32億4,239万3,079円、歳出で30億6,440万5,812円であります。

歳入歳出差引残額は、1億7,798万7,267円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、17億9,964万803円で、前年度の19億394万6,691円に対し、1億430万5,888円の減となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で5,723万2,286円、歳出で5,669万9,773円であります。

歳入歳出差引残額は、53万2,513円となりました。

国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,723人となりました。

次に、議案第45号について申し上げます。

本案は、平成28年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で2億3,828万9,307円、歳出で2億3,465万7,832円であります。

歳入歳出差引残額は、363万1,475円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第46号について申し上げます。

本案は、平成28年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で21億9,853万7,294円、歳出で20億8,716万324円であります。

歳入歳出差引残額は、1億1,137万6,970円となりました。

介護保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、19億4,084万1,545円で、前年度の19億6,897万5,665円に対し、2,813万4,120円の減となりました。

次に、議案第47号について申し上げます。

本案は、平成28年度勝浦市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

初めに、利益の処分についてであります。平成28年度勝浦市水道事業会計決算に伴う剰余金につきましては、決算書の4ページに記載してあります剰余金処分計算書（案）のとおり未処分利益剰余金1億6,409万6,407円のうち、減債積立金に230万円を積み立て、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余の1億3,179万6,407円を繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定についてであります。平成28年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量302万7,127立方メートル、1日最大給水量1万1,940立方メートル、1日平均給水量8,293立方メートルとなっております。

次に、経理状況についてであります。収益的収入及び支出におきましては、水道事業収入7億5,777万1,449円に対し、水道事業費用7億1,315万3,819円で、4,461万7,630円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入1億8,858万9,280円に対し、資本的支出は、3億2,350万9,878円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、1億3,492万598円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,345万8,824円及び当年度分損益勘定留保資金1億2,146万1,774円で補填いたしました。

以上で、議案第43号から議案第47号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（岩瀬洋男君） 次に、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第3号及び報告第4号について申し上げます。

初めに、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。平成28年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。平成28年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） それでは、議案第43号ないし議案第46号の決算認定について、議案第47号の利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明並びに報告第3号及び報告第4号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川愼一君登壇〕

○代表監査委員（市川愼一君） ただいま議長からご指名がございましたので、平成28年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、黒川監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります、勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成28年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（岩瀬洋男君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月5日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬洋男君） ご異議なしと認めます。よって、明9月5日は休会することに決しました。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

9月6日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時58分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告

1. 行政報告

1. 会期の決定

1. 会議録署名議員の指名

1. 議案第33号～議案第47号の上程・説明、報告第3号～報告第4号の報告

1. 休会の件